12. 国土交通省東北地方整備局
自家用電気工作物保安規程

（白　紙）

国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程

制定　　平成２０年４月１日
国東整規第８号

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、国土交通省東北地方整備局（以下、「局」という。）の所属に係る自家用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律 170 号。以下「法」という）第 38 条第４項に規定する自家用電気工作物をいう。以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保することを目的とする。

（局長等の職務）

第２条　国土交通省東北地方整備局長（以下、「局長」という。）は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下、「保安業務」という。）の執行を総括管理するものとする。

２　本局(国土交通省組織令(平成 12 年政令第 255 号）第 206 条に規定する地方整備局の内部部局をいう。以下同じ。）の情報通信技術課長は、局長を補佐し、電気工作物の保安業務の執行を管理するものとする。

３　事務所（地方整備局組織規則(平成 13 年国土交通省令第 21 号)第 140 条第１項に規定する事務所をいう。以下同じ。)の長（以下「事務所長」という。）は、事務所の所属に係る電気工作物の保安業務を総括管理するものとする。

（主任技術者）

第３条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にあたらせるため、法第４３条の規定に基づき、次の各号に掲げる主任技術者を置く。ただし、第二号に掲げるダム水路主任技術者にあっては、第５条第１項によるものとする。また第三号に掲げるボイラー・タービン主任技術者にあっては､第６条第１項によるものとする。

一　電気主任技術者
二　現場ダム水路主任技術者及びダム水路主任技術者
三　現場ボイラー・タービン主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者

（電気主任技術者）

第４条　局に、電気主任技術者１名を置く。

２　電気主任技術者は、第１種電気主任技術者免状又は第２種電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてる。

３　電気主任技術者は、管内の電気工作物（電気設備に係るものに限る。）の保安業

務執行に関する技術的事項について局長を補佐し、工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うものする。

（現場ダム水路主任技術者及びダム水路主任技術者）

第５条　水力設備の工事を実施している事務所に、保安監督を行う現場ダム水路主任技術者１名を置く。

２　現場ダム水路主任技術者は、当該電気工作物（水力発電所に限る。）の保安業務執行に関する技術的事項について事務所長を補佐し、工事に関する保安の監督を行うものとする。

３　管内において、水力設備の管理を実施している事務所がある場合、局にダム水路主任技術者１名を置く。

４　ダム水路主任技術者は、当該電気工作物（水力発電所に限る。）の保安業務執行に関する技術的事項について局長を補佐し、維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。

５　ダム水路主任技術者は、第１種ダム水路主任技術者免状又は第２種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてる。

（現場ボイラー・タービン主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者）

第６条　汽力発電所・ガスタービン発電所の工事を実施している事務所に、保安監督を行う現場ボイラー・タービン主任技術者１名を置く。

２　現場ボイラー・タービン主任技術者は、当該電気工作物（汽力発電所・ガスタービン発電所又は原子力発電所に限る。）の保安業務執行に関する技術的事項について事務所長を補佐し、工事に関する保安の監督を行うものとする。

３　管内において、汽力発電所・ガスタービン発電所の管理を実施している事務所がある場合、局にボイラー・タービン主任技術者１名を置く。

４　ボイラー・タービン主任技術者は、事務所長を補佐し当該電気工作物（汽力発電所・ガスタービン発電所又は原子力発電所に限る。）の保安業務執行に関する技術的事項について局長を補佐し､維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。

５　ボイラー・タービン主任技術者は、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてる。

（指定技術者）

第７条　管内に電気工作物の施設を有する事務所は、主任技術者（現場主任技術者除く）の下に、次の各号に掲げる指定技術者（以下「指定技術者」と言う。）各１名を置く。

一　　電気指定技術者

二　　ダム水路指定技術者

三　　ボイラー・タービン指定技術者

２　指定技術者は、事務所長を補佐し、当該電気工作物に関する保安業務を執行する

ものとする。

（担当技術者）

第８条　重要な電気工作物で局長が指定したものには、指定技術者の下に、次の各号に掲げる担当技術者を置く。

一　電気担当技術者

二　ダム水路担当技術者

三　ボイラー・タービン担当技術者

２　前項に規定する担当技術者は、指定技術者の指揮監督を受け、当該電気工作物の保安業務を執行するものとする。

（主任技術者等の代行）

第９条　主任技術者、指定技術者又は担当技術者(以下「主任技術者等」という。)が病気その他の事情により不在となる場合においては、主任技術者、指定技術者にあっては局長が、担当技術者にあっては事務所長が、その業務を代行する者を指定するものとする。

第２章　　保　安　教　育

（保安教育）

第１０条　局長は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、現場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行うものとする。

（保安に関する訓練）

第１１条　局長は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について、少なくとも年１回指導訓練を行うものとする。

第３章　　工事の計画及び実施

（工事計画）

第１２条　事務所長は、電気工作物の新設、修繕、改造その他の工事（土木工事に係る電気工作物の工事を含む。）を行おうとする時は、法に定められた工事計画書を作成し、局長に提出し承認を受けるものとする。

２　事務所長は、前項の規定により承認を受けた工事計画書を変更しようとする時は、あらかじめ局長の承認を受けるものとする。

（工事の実施）

第１３条　事務所長は、電気工作物に関する工事の実施にあたっては、その工事の内容に応じ現場ダム水路主任技術者、現場ボイラー・タービン主任技術者及び指定技術者又は担当技術者に当該工事を監督させるものとする。

２　事務所長は、電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にさせ、完成した場合には現場ダム水路主任技術者、現場ボイラー・タービン主任技術者及び指定技術者又は担当技術者に検査を行わせ、保安上支障がないことを確認させるものとする。

３　本局の属する電気工作物に関する工事の実施については、前２項の規定を準用する。この場合において「事務所長」とあるのは「局長」、と読み替えるものとする。

４　事務所長は、工事が完了した時は、速やかに完了した旨を局長に報告しなければならない。

第４章　　使用前安全管理審査

（使用前安全管理審査の立会）

第１４条　使用前安全管理審査において局長又は事務所長は、法第 50 条の２第３項に規定する使用前安全管理審査又は法第 107 条第２項に規定する立入検査を受けるときは、主任技術者等を立ち会わせるものとする。

第５章　　保　　守

（巡視、点検、測定等）

第１５条　主任技術者等は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため巡視、点検及び測定等を、別に定める基準により行うものとする。

２　事務所長は、毎年度末に点検及び測定等の報告を取りまとめ、局長に提出するものとする。

（技術基準に不適合の場合の措置）

第１６条　局長又は事務所長は､法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した時は、当該電気工作物を修繕し、改造し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように努めなければならない。

（事故等の措置）

第１７条　主任技術者等は、電気工作物に事故その他異常が発生した場合には、ただちに調査を行い応急措置その他の適切な措置を講ずるとともに、その結果について局長又は事務所長に報告するものとする。

２　局長又は事務所長は、前項の報告に基づき、ただちに現状復旧その他の適切な

措置を講じなければならない。

３　事務所長は、第１項の報告を受けた時は、速やかにその内容を記載した報告書を局長に提出しなければならない。

第６章　　運　転　又　は　操　作

（電気工作物の安全確認等）

第１８条　電気工作物を運転し、又は操作する場合においては、常に安全を確認しなければならない。

２　電気工作物の運転及び操作に関する事項は、別に定めるところによるものとする。

（ダムの操作）

第１９条　前条第２項に定めるもののほか、高さ１５メートル以上のダムの操作については、ダム毎に定める操作規則によるものとする。

第７章　　発電所の運転を相当期間停止とする場合の保全

（発電所の長時間の運転停止）

第２０条　発電所の運転を相当期間停止する場合は、停止期間中に設備の機能をそこなうことがないよう水車又は内燃機関その他主要機器の点検及び修繕を行い、また、災害発生を未然に防止するため適切な措置を講ずるものとする。

（運転の再開）

第２１条　発電所の運転を相当期間停止した後に運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行って保安の確保に万全を期するものとする。

第８章　　災　害　対　策

（防災体制）

第２２条　局長は、台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に防災思想を徹底させ、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制及び関係機関との協力体制をあらかじめ整備しておくものとする。

２　主任技術者等は、非常災害時においては、保安を確保するため電気工作物の使用を一時停止し、又は制限する等の緊急措置その他の適切な措置を行うものとする。

第９章　　記　　録

（記録表等）

第２３条　局長又は事務所長は、次の各号に掲げる記録表又は日誌等を備え、主任技術者等に記録させるものとする。

一　使用前自主検査記録表

二　運転日誌

三　電気機器履歴報告書

四　電気工作物巡視点検測定記録表

五　点検記録簿

２　受電電圧 600 ボルト以下又は受電電力 1,000 キロワット未満の電気工作物のについては、前項第３号の運転日誌のうち受電に係る部分は適用しない。

３　第１項に掲げる記録は、５年間保存するものとする。

（電気機器履歴報告書）

第２４条　７キロボルト以上の電圧に使用する遮断器又は変圧器及び１０キロワット以上の発電機は、別に定める様式の電気機器履歴報告書に記録し、保存するものとする。

２　事務所長は、前項の電気機器履歴報告書の記載事項について、毎年度末に局長に提出するものとする。

３　受電電圧 600 ボルト以下又は受電電力 1,000 キロワット未満の電気工作物の受電に係る部分は適用しない。

４　第１項に掲げる記録は、５年間保存するものとする。

第１０章　　雑　　則

（責任分界点）

第２５条　他の者の設置する電気工作物との保安上及び財産上の責任分界点は、原則として需給契約書等によるものとする。

（標識）

第２６条　局長又は事務所長は、受電所、発電所その他高圧の電気工作物が設置されている場所であって、危険の恐れのあるところには、危険である旨を表示した標識を設置しなければならない。

（測定機器の整備）

第２７条　局長又は事務所長は、電気工作物の保安上必要とする測定器類を常に整備し、これを適正に管理するものとする。

（細則）

第２８条　局長は、この規程を実施するため必要がある時は、細則を定めることができる。

附　　則

１．この規程は、平成２０年４月１日から適用する。

（白　紙）